

長寿医療制度の障がい認定

65歳から74歳までの方で、つぎに該当される方は障がい認定を受けることにより、長寿医療制度に加入することができます。なお、長寿医療制度に加入せず、引き続き現在の健康保険を継続することも選べます。

障がい認定の要件

- ・障がい年金受給者のうち支給区分が1級及び2級の方（船員保険等は等級の確認が必要です）
- ・身体障害者手帳の等級が1～3級及び4級の音声障がい、言語障がい、下肢障がい1・3・4号の方
- ・療育手帳の判定がA判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳の等級が1級及び2級の方

重度心身障害者医療制度は？

長寿医療制度の障がい認定を受けると適用され、医療費(自己負担額)の一部が助成されます。

障がい認定を受けなかったら？

現在加入している健康保険を継続することになります。ただし、今まで助成を受けていた重度心身障害者医療制度の適用は外れ、医療費(自己負担額)の助成はなくなります。

※長寿医療制度は加入者一人ひとりに保険料がかかるため、障がい認定を受けて医療費の助成を受けた場合とそうでない場合との比較は、所得の状況など個々によって異なります。

長寿医療制度開始に伴う国民健康保険税の変更～税率や限度額の改正～

1 従来の医療分と介護分に、長寿医療分が新たに加わります。全体での税率は改正前と変わりありません。

【改正前】

区分	医療分	介護分	合計
所得割	9.20%	1.10%	10.30%
資産割	65.00%	7.00%	72.00%
均等割	28,000円	7,000円	35,000円
平等割	35,000円	6,000円	41,000円
課税限度額	560,000円	90,000円	650,000円

【改正後】

区分	医療分	介護分	長寿分	合計
所得割	6.00%	2.10%	2.20%	10.30%
資産割	50.00%	10.00%	12.00%	72.00%
均等割	20,000円	8,000円	7,000円	35,000円
平等割	26,000円	8,000円	7,000円	41,000円
課税限度額	470,000円	90,000円	90,000円	650,000円

2 長寿医療制度へ移行により、残された国保加入世帯への激変緩和を行います。

■ 低所得者に対する軽減

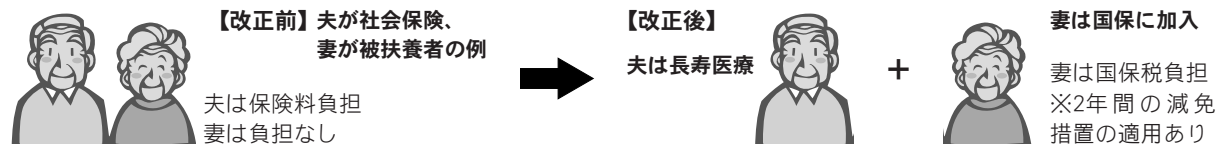
国保税の7割・5割・2割軽減を受けている世帯について、長寿医療制度への移行により世帯の被保険者が減少しても、5年間は従前と同様の軽減措置が受けられます。また、2割軽減は自動的に適用されます。

■ 世帯単位の平等割を半額に軽減

長寿医療制度への移行により世帯の被保険者が減少し、単身加入者となる方については、国保税の平等割が5年間半額になります。

■ 社会保険などの被扶養者であった方の国保税減免

社会保険などの被保険者(本人)が長寿医療制度へ移行したことにより、その被扶養者だった方が国保に加入した場合の国保税を2年間減免します。



☎お問い合わせ 【長寿医療制度については】 福祉課国保医療年金係 ☎62-1211(内線126)

【国民健康保険税については】 財務課税務係 ☎62-1211(内線257)

始まりました長寿医療制度

4月1日から75歳以上の方と、65歳から74歳までの障がい認定を受けた方を対象とする、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)がスタートしました。前年の所得を基に算定され、加入者一人ひとりが納付することになる保険料について、その納付方法や始まりの時期をわかりやすくお知らせします。

なお、厚生労働省では、本制度を身近で親しみやすいものにするため、通称を「長寿医療制度」としました。正式名称は従来の後期高齢者医療制度のままで変わりありません。



保険料の納め方

保険料の納付方法は、年金から差し引かれて納付する方法と、納付書によって納付する方法の二とおりです。みなさんがどちらの方法で納付するのかは、つぎの早見表でご確認ください。

保険料の納付方法早見表

【早見表スタート】

年金の受給額が年間18万円以上である。

いいえ

いいえ

納付書で納付していただきます。納付開始は7月からです。

はい

はい

はい

納付書で納付していただきます。納付開始は10月からです。

介護保険料と長寿医療保険料の合計額が年金受給額の半分以上を超える。

いいえ

はい

10月に支給される年金から引取り開始。4月～9月分は納付書で納付。

社会保険などの被保険者(本人)であった。

いいえ

はい

10月に支給される年金から引取り開始。4月～9月分はかかりません。

社会保険などの被扶養者であった。
※「いいえ」の方は年金引取りが始まっています。

